

4. 基礎控除の額の見直し（個人住民税は改正されません）

基礎控除の額が、次のとおり見直されました（居住者に限ります）。

合計所得金額	改正前	改正後	
		令和8・9年分	令和10年分以後
132万円以下	95万円	104万円	99万円
132万円超 336万円以下	88万円		62万円
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円		
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	

- ※1 合計所得金額2,350万円超の場合は、見直しがありません。
- ※2 合計所得金額2,350万円以下の非居住者の基礎控除の額は、一律62万円です。
- ※3 令和10年分の基礎控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

5. 給与所得控除の額の見直し（個人住民税も同様に改正されます）

給与所得控除の額が、次のとおり見直されました。

給与等の収入金額	改正前	改正後	
		令和8・9年分	令和10年分以後
190万円以下	65万円	74万円	収入金額×30%+8万円(69万円以下の場合は69万円)
190万円超 220万円以下	収入金額×30%+8万円		

- ※1 給与等の収入金額220万円超の場合は、見直しがありません。なお、上記の金額は居住者に適用されるものです。
- ※2 個人住民税への適用は、令和9年度分からになります。
- ※3 令和10年分の給与所得控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

6. ひとり親控除の額の引き上げ（令和9年分からの適用です）

ひとり親控除の額が38万円（現行35万円）に引き上げられました。

- ※ 個人住民税では33万円（現行30万円）に引き上げられ、令和10年度分から適用されます。

7. 扶養控除等の所得要件の見直し（個人住民税も改正されます）

基礎控除の額の見直しにより、扶養控除等の所得要件が見直されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額	
	改正前	改正後
扶養親族・同一生計配偶者	58万円以下	62万円以下
ひとり親の生計を一にする子		
勤労学生	85万円以下	89万円以下

- ※1 個人住民税への適用は、令和9年度分からになります。
- ※2 ひとり親の生計を一にする子の所得要件は、総所得金額等の合計額です。

8. その他

- ① 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例は、取得価額を40万円（現行30万円）未満に引き上げ、令和11年3月31日まで延長されました。なお、適用できる取得価額の年間合計額は300万円に変更ありません。
- ② 国民年金保険料および国民年金基金掛金の控除証明書について、その内容を明細書に記載して提出することで確定申告書への添付・提示が省略できるようになりました。